

1 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標 (めざす子ども像)

**ま：毎日元気であいさつする子**  
**が：がんばって約束を守りやりぬく子**  
**た：助け合い 思いやるやさしい子**  
**ま：まじめに進んで学習する子**

「生きる力」(①基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自らの課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性 ③たくましく生きるための健康や体力)を育むという理念を実現するために、この学校教育目標を掲げる。

学校経営の方針

- 1 川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」を受け、将来の望ましい市民形成を図る教育を進める。
- 2 地域に生活する児童の実態に基づき、本校としての教育課題を明確にし、特色ある教育課程の編成に努める。
- 3 児童一人一人の理解に努め、「分かる授業づくり」を土台に、子どもの「居場所」となる学校づくりを目指す。
- 4 本校の歴史や良き伝統を大切にしながら、学校のあるべき姿を追求する。
- 5 学校と家庭・地域双方向の協力関係の構築に努め、地域の教育力を生かした教育活動を進める。

中期学校経営目標 (5年目標) → 学校経営の4つの評価領域

(1) 共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む	(2) 主体的・対話的で深い学びを実践する教員の指導力向上を図る	(3) 開かれた特色ある学校作りをする	(4) 安全・安心で快適な環境を創る
① 人権尊重教育の総合的な推進(いのち・心の教育) ② 共生*共育の推進 ③ いじめ・不登校等を生まない環境づくりと早期対応 ④ 特別支援教育の推進 ⑤ 主体的な活動の推進	① 自ら学ぶ意欲、考える態度の育成と基礎・基本の定着 ② 思考力と表現力を育む学習活動 ③ 外国語活動の推進並びに音楽活動、読書活動等の充実 ④ 健康・体力づくりの促進 ⑤ 基本的な生活習慣、行動様式の育成 ⑥ 指導力向上に向けた研究・研修の充実	① 家庭との連携、相談・相談の促進 ② 学校教育推進会議の充実 ③ 学校評価システムの充実 ④ 地域学習の充実 ⑤ 学校の情報公開の推進	① 計画的な学校施設の整備 ② 緊急対応への管理体制の強化 ③ 健康管理の充実 ④ 美化活動の工夫

短期学校経営目標 (今年度の重点目標)

○自らの権利について理解し、成長できるように子どもの権利学習を推進する ○自尊心並びに他者を思いやる心を育てる。児童指導上の問題に対応する教職員や相談活動体制の充実を図る ○サポートノートに学習や生活の計画などを明記する。通常学級の支援を必要とする子どもに応える指導体制を整える ○子どもたちが主体的に計画・準備・運営を進められるように指導する(キャリア在り方生き方教育)	○問題解決能力の育成、基礎的な知識、技能の定着を図るために、創意工夫した授業を展開する ○確かな学力の基盤をなす言語活動の充実のために、相手に分かりやすく話す、表情を見て話を理解する能力の向上を図る ○情操や感性を高めるために、読書や音楽を学習に位置づける ○健康促進や体力育成を図る ○「新町スタンダード」に沿った学校生活を指導する ○「支援教育」を学校全体で推進する	○子どもの心身の状態や学習状況等について家庭との情報共有を密に行う ○継続的に学校運営の改善を図るため、教職員、子ども、保護者、地域関係者の評価を適切に行う ○地域の一員としての自覚や郷土愛を育むために、働く人々や歴史、環境についての学びを充実する。また、地域の人材活用を計画的に行う	○安全・安心で快適な教育環境をめざし、計画的な施設・設備の改善、植栽計画の推進を図る ○防災・防犯、重大な事故・事件に対するマニュアルを見直し、定期的に訓練を行う。食物アレルギー等に対する健康管理のために、教職員同士や保護者との連携を密にする ○感性や情操を豊かにし、子どもの発表の場を広げるために校舎内の掲示内容や物の工夫を図る
---	--	--	---

重点に係る具体的な取組

・授業参観日に人権尊重教育、権利学習の公開授業を実施する ・かわさき共生*共育プログラム実施後の変容を定期的に見とる ・あいさつ運動を継続する ・たてわり活動等児童の主体的活動を実施する	・夢教育 21 事業を活用し、外部講師による指導を断続的に実施する ・新町スタンダードの定期的な確認作業を行う ・校内研究の中に支援教育の観点を取り入れ、研究授業を通して教員の指導力向上を図る	・学校教育推進会議を定期的開催し、情報の共有化を図る ・学校行事や子どもの様子を学校からの便りやHPで発信する	・食物アレルギー等に対応する重要性の認識を深め、個に応じた必要性を保護者および児童と共に共有していく ・環境による「心身の苦痛を感じる」ことが無いような学校環境を整える
--	--	--	---

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは、どこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等が在籍している学校において、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

## ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

## ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

- ◎ 校長・教頭、教務主任・総括教諭
- ◎ 学年主任
- ◎ 児童生徒指導担当
- ◎ 支援教育コーディネーター
- ◎ 養護教諭
- ◎ スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）
- ◎ スクールカウンセラー

【いじめ防止対策の企画・運営】 ※いじめ防止委員会

- ・ 学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・提案
- ・ いじめ防止指導研修会企画・運営
- ・ いじめ問題に関する啓発と資料の管理
- ・ 道徳教育との連携
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・ 教育相談のねらい・年間計画の作成・・・(支援教育コーディネーター・教務・養護教諭・各学年)
- ・ 相談室窓口・相談室の管理・運営・・・(支援教育コーディネーター・教務・養護教諭)
- ・ スクールカウンセラーとの連携・・・(支援教育コーディネーター・教務・養護教諭)

【児童・保護者・地域との連携】

- ・ 児童への指導・啓発・・・・・・・・・・(児童指導部会・全職員)
- ・ PTA4役・校外委員との連携・・・・・・・・(教頭・教務主任・校外委員担当)
- ・ 地域教育会議との連携・・・・・・・・・・(地域教育会議担当)

【関係機関との連携】

- ・ 児童相談所との連携・・・・・・・・(校長・教頭)
- ・ 警察との連携・・・・・・・・・・(支援教育コーディネーター・校長・教頭)

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針、重点目標の確認</li> <li>・対策組織、役割分担、活動内容</li> <li>・職員全体で「新町スタンダード」の確認</li> <li>・いじめ防止対策年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見、早期対応方法についての研修</li> <li>・いじめに関する報告書の作成</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・携帯・スマートフォン教室実施</li> </ul>
	効果測定実施 実施後の考察・改善計画立案
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認【学年主任】</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・「第1回学校生活アンケート」実施に向けた内容検討</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・「第1回学校生活アンケート」実施</li> <li>・児童指導点検強化月間の取組 (児童理解の徹底と校内研修の充実、指導体制の確認、校内の啓発活動)</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1回学校生活アンケート」結果を受けての対応</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・長期休業中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業明けの各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・「第2回学校生活アンケート」実施に向けた内容部会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・「第2回学校生活アンケート」実施</li> <li>・前期反省のまとめ</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・「第2回学校生活アンケート」結果を受けての対応</li> <li>・後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・人権週間、権利に関する週間への取組について</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・「第3回学校生活アンケート」実施に向けた内容検討</li> <li>・学校評価実施（児童アンケート、教職員アンケート、保護者アンケート）</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・学校評価を受け、基本方針や決まり等について再検討</li> <li>・「第3回学校生活アンケート」実施、結果を受けての対応について</li> <li>・「新町スタンダード」「生活目標」の見直し</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体制振り返り月間の取組・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・校内いじめ防止委員会のあり方についての検討</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・職員全体で共通理解したいこと、話し合いたいことを出し合う</li> <li>・基本方針、重点目標、役割分担の見直し</li> <li>・来年度へ向けての職員への共通理解</li> </ul>

## 8 本校のいじめ防止に向けた取組

### (1) 学校全体での取り組み

- ・教職員、児童、保護者において、学校教育目標「まがたま」の共通理解
- ・「新町スタンダード」の意識づけ、確認
- ・生活目標を子どもたち自身のもので考えられるようにする工夫
- ・教職員の児童理解の徹底と定期的な研修の実施
- ・たてわり活動の推進
- ・年3回の「効果測定」の実施
- ・学校行事や子どもの様子を情報公開
- ・効果測定結果の考察研修

### (2) 授業の中での取組

- ・共生\*共育プログラムの実施と見直し
- ・「さんづけ」をはじめとする人権を意識した授業構成
- ・地域やお年寄りの方々との交流

### (3) 児童会による活動

- ・学校をより良くするための代表委員会での話し合い
- ・あいさつ運動の推進
- ・学校整美活動と全校への意識づけ

### (4) 学年、クラスでの活動

- ・仲良く気持ちよく過ごすための特別活動の充実  
(学級会での話し合い、たてわり活動の推進)

### (5) 保護者の取組

- ・保護者会における情報交換
- ・PTA役員による情報伝達や呼びかけ
- ・学校や保護者同士のつながりを深める

### (6) 地域の取組

- ・町内会活動や地域行事等に子どもが活躍できる場を提供
- ・地域教育会議との連携
- ・渡田中学校、田島・東大島小学校との連携、近隣の幼稚園や保育園との連携
- ・スポーツ活動や子ども会活動の充実
- ・地域での見守り活動、清掃や安全保全活動